

保護者の皆様 へ

鎌倉市長 松尾 崇

登園自粛要請の期間延長（5月31日まで）について

日頃から、本市の保育行政に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では、神奈川県知事からの緊急事態措置に係る実施方針等に基づき、5月16日(土)までの間、保育の対象者を原則として下記のとおりとし、それ以外の方については登園の自粛をお願いしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の早期収束の見通しが立たない状況を踏まえ、登園自粛期間を更に5月31日(日)まで延長することといたします。

在園児はもとより、皆様の命を守るため、期間延長に御理解いただき、登園自粛に御協力くださいますようお願いいたします。

※国県の動向により、期間等を変更する場合には、市のホームページ等でお知らせします。

記

<保育の対象者について>

原則として、保護者が次の1、2の要件に該当する場合に限り、保育を行うこととします。

1 保護者の職業要件

- ア 医師、看護師、保健師等、病院や診療所等に勤務する医療関係従事者
- イ 消防、警察、電気・ガス・水道・交通機関等の社会インフラを支える職の従事者
- ウ 高齢者施設、障がい者施設、保育所等の福祉施設の従事者
- エ 食料品、医薬品の販売・運送等、国民の生活に密接に関わる業務の従事者
- オ その他社会生活を維持する上で必要な施設に従事する者

2 その他の適用要件

- ア 児童の両親がともに上記職業要件に該当すること
- イ ひとり親家庭の親が上記職業要件に該当すること
- ウ 児童の一方の親が上記職業要件に該当し、もう一方の親が疾病等により、家庭での保育が困難な状況にあること
- エ その他特別な事情があると認められる場合であること

※いずれの場合も、保護者の休暇取得が困難であること、また保護者以外の家族による家庭保育が困難であることを前提とします。

※一時預かりの利用においても、同様の取扱いとします。

以上